

青森県告示第百四十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第一項の規定により、共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成十五年三月十四日

青森県知事 木 村 守 男

告 示

目 次
告 示

漁場計画……………（水産振興課）…一

青森県報

号外第十五号

平成十五年三月十四日（金曜日）

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期				
漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	あさり漁業	1月 1日から 12月31日まで	
わかめ漁業	"	あわび漁業	"	
あまのり漁業	"	いがい漁業	"	
ふのり漁業	"	もすそがい漁業	"	
ぎんなんそう漁業	"	ほたてがい漁業	"	
第1種 共同漁業	つのまた漁業	なみがい漁業	"	
てんぐさ漁業	"	たこ漁業	"	
まつも漁業	"	なまこ漁業	"	
ほっきかい漁業	"	うに漁業	"	
さらがい漁業	"	ほや漁業	"	
ひのすがい漁業	"	えらこ漁業	"	

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで	
やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	"	
かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"	
さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで	
そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	"	
かいに刺網漁業	4月1日から12月31日まで	
さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで	
たこ簎漁業	1月1日から12月31日まで	
かいに簎漁業	"	
そい・あいなめ簎漁業	"	
はも(あなご)胴漁業	"	

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町地先
(3) 漁場の区域 次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第2号の各点を順次に

基点第1号 青森県と岩手県との境の甘一川尻に設置した標柱

ア 基点第1号から磁針方位78度30分3, 000メートルの点

イ ウから真方位50度30分1, 800メートルの点
ウ ャカド古士戸7番20番33ヘメートリの点

エ エから真方位7度30分33秒メートルの点
オから真方位81度30分40秒メートルの点

基点第2号から真方位63度30分300メートルの点才

基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱

定日 平成15年9月1日

平成15年3月17日から同年6月16日まで
青森県三戸郡階上町

この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日ま

でとする。

- 1 公示番号 東共第3号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	さらがい漁業	1月 1日から 12月31日まで	
わかめ漁業	"	びのすがい漁業	"	
あまのり漁業	"	あわじ漁業	"	
ふのり漁業	"	いがい漁業	"	
あかばね漁業 (あかばね)	"	もすそがい漁業	"	
ぎんなんぞう漁業	"	たこ漁業	"	
つのまた漁業	"	なまこ漁業	"	
てんぐさ漁業	"	うに漁業	"	
まつも漁業	"	ほや漁業	"	
ほっしがい漁業	"	えらこ漁業	"	

(2) 漁場の位置

青森県三戸郡と八戸市との境から同市大字鮫町字小舟渡平に至る地先

(3) 漁場の区域

次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第3号の各点を順次に結ぶんだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第2号 青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱

基点第2号 ア 基点第2号から真方位6度3度30分300メートルの点

イ 点アから真方位8度1度30分400メートルの点

ウ 点イから真方位7度30分330メートルの点

エ 点ウから真方位7度30分330メートルの点

オ 点ウから真方位5度0度30分1,800メートルの点

基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字白浜・字深久保・字種差・字法師浜・字大久喜及び大字金浜

6 その他 (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
① 漁場の区域内に敷設するさけ小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の総数は、次のとおりとする。
さけ小型定置網漁業 5ヶ所以内
さけ刺網漁業 130ヶ所以内

6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第4号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ小型定置網漁業	9月1日から翌年1月31日まで	
やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで	
さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	
かいに刺網漁業	4月1日から12月31日まで	
もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで	
たこ籠漁業	"	
かいに籠漁業	"	
そい・あいなめ電漁業	"	
はも(あなご)網漁業	"	
いわし地びき網漁業	5月 1日から12月31日まで	

(2) 漁場の位置

青森県三戸郡ヒ八戸市との境から同市大字鮫町字小舟渡平に至る地先

(3) 漁場の区域

次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第3号の各点を順次に結ぶんだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第2号 ア 基点第2号から真方位6度3度30分300メートルの点

イ 点アから真方位8度1度30分400メートルの点

ウ 点イから真方位7度30分330メートルの点

エ 点ウから真方位5度0度30分1,800メートルの点

オ 基点第3号から真方位5度4度3度30分1,500メートルの点

基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字白浜・字深久保・字種差・字法師浜・字大久喜及び大字金浜

6 その他 (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
① 漁場の区域内に敷設するさけ小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の総数は、次のとおりとする。
さけ小型定置網漁業 5ヶ所以内
さけ刺網漁業 130ヶ所以内

6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

電 機 株 式 会 社

1 公示番号 東共第5号
2 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	ほっつきがい漁業	1月 1日から 12月31日まで	シ
わかめ漁業	"	さらがい漁業	"	サ ケヒコを結ぶ直線に対し、コから左側夾角174度30分68メートルの点
あまのり漁業	"	びのすがい漁業	"	シ コとサを結ぶ直線に対し、サから左側夾角171度30分680メートルの点
ふのり漁業	"	あさり漁業	"	ス サヒシを結ぶ直線上、シから40メートルの点
あかばね漁業 (あかばねた)	"	あわび漁業	"	ソ サヒシを結ぶ直線に対し、ソから左側夾角91度32分665メートルの点
共同漁業				タ サヒシを結ぶ直線に対し、タから左側夾角91度32分665メートルの点
ぎんなんそう漁業	"	いがい漁業	"	チ ソヒタを結ぶ直線に対し、タから左側夾角143度57分115メートルの点
つのまた漁業	"	たこ漁業	"	ト タとチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角90度1,019メートルの点
てんぐさ漁業	"	なまこ漁業	"	ツ タとチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角90度1,019メートルの点
まつも漁業	"	うに漁業	"	テ キヒクを結ぶ直線上タから164メートルの点
ひじき漁業	"	ほや漁業	"	ト ルの点
ちがいそ漁業	"	えらこ漁業	"	シ タとチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角90度1,019メートルの点

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字日蔭沢から字日の出町に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第3号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第4号の各点を順次

に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし基点第4号、カ、オ、エ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、ソ、タ、チ、ツ、テ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との間に設置した標柱

ア 基点第3号から真方位54度30分1,500メートルの点
イ セ (青森県八戸市大字鮫町字下盲久保25番地恵比須浜岩礁に設置した標柱) から真方位53度30分2,000メートルの点

ウ セから真方位352度30分1,500メートルの点
エ セから真方位297度30分1,800メートルの点
オ カから真方位326度1,000メートルの点
カ 八戸港無島防波堤灯台から真方位267度920メートルの点

基点第4号 青森県八戸市3,000トン岸壁の北端 (6号物揚場西角)

キ ウとエを結ぶ直線上、エから110メートルの点
ク エとキを結ぶ直線上に対し、キから右側夾角65度30分565メートルの点
ケ キヒクを結ぶ直線に対し、クから左側夾角161度30分100メートルの点

トルの点
コ クヒケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角174度30分68メートルの点

シ シヒコを結ぶ直線に対し、コから左側夾角169度85メートルの点
トルの点
サ ケヒシを結ぶ直線上、シから40メートルの点

ス サヒシを結ぶ直線上、シから40メートルの点
タ サヒシを結ぶ直線に対し、ソから左側夾角91度32分665メートルの点

チ ソヒタを結ぶ直線に対し、タから左側夾角143度57分115メートルの点

ト タとチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角90度1,019メートルの点

ツ タとチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角90度1,019メートルの点

テ キヒクを結ぶ直線上タから164メートルの点
ト ルの点

シ タとチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角90度1,019メートルの点

3 免許予定期 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
5 関係地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字治水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハシキ沢、字蠣子、字下手代森、字大開、字繩久保、字上鰯、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平

この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

1 公示番号 東共第6号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
やいいか・こうなご・たなごり型定置網漁業	1月 1日から12月31日まで	ルの点 サ ケとコを結ぶ直線に対し、コから左側夾角 16.9度 8.5メートルの点
さけ刺網漁業	9月 1日から翌年1月31日まで	シ コとサを結ぶ直線に対し、サから左側夾角 17.1度 3.0分 6.80メー
ます・すずき刺網漁業	3月 1日から12月31日まで	トルの点 ス サとシを結ぶ直線に対し、シから右側夾角 15.1度 8.5メートルの点
そい・たなご刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	ソ サヒシを結ぶ直線上、シから 4.0メートルの点
かれい・ひらめ刺網漁業	"	タ サヒシを結ぶ直線に対し、ソから左側夾角 9.1度 3.2分 6.65メー
かに刺網漁業	4月 1日から12月31日まで	トルの点 チ ソとタを結ぶ直線に対し、タから左側夾角 14.3度 5.7分 1.15メー
もすそがい電漁業	1月 1日から12月31日まで	トルの点 ツ タヒチを結ぶ直線に対し、チから左側夾角 9.0度 1.019メートル
たこ電漁業	"	の点 チ キヒクを結ぶ直線上クから 1.64メートルの点
そい・あいなめ電漁業	"	テ キヒクを結ぶ直線上クから 1.64メートルの点
はも(あなご)胴漁業	"	テ キヒクを結ぶ直線上クから 1.64メートルの点

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字日暮沢から字日の出町に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第3号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし基点第4

号、カ、カ、オ、エ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、ソ、タ、

チ、ツ、テ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第3号 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日暮沢との境に設置した標柱

ア 基点第3号から真方位 54度30分1, 500メートルの点

イ セ(青森県八戸市大字鮫町字下盲久保2.5番地恵比須浜岩礁に設置し

た標柱)から真方位 53度30分2, 000メートルの点

ウ セから真方位 35度2分1, 500メートルの点

エ セから真方位 29度30分1, 800メートルの点

オ カから真方位 32度6分1, 000メートルの点

カ 八戸港無島防波堤灯台から真方位 26度7分920メートルの点

基点第4号 キ ウとエを結ぶ直線上、エから 1.10メートルの点

ク エとキを結ぶ直線上に対し、キから右側夾角 6.5度 3.0分 5.65メート

ルの点
ケ キヒクを結ぶ直線に対し、クから左側夾角 16.1度 3.0分 1.00メー

トルの点
コ クヒケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角 17.4度 3.0分 6.8メート

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ刺網漁業の統数は、80ヶ統以内に限る。

② 青森県立海洋学院が青森県八戸市大字鮫町字下盲久保地先において行う小型定置網1

ヶ統及び蓄養施設を妨げてはならない。

(3) かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1	公示番号	東共第7号	5	関係地区	青森県八戸市大字白銀町、大字大久保、白銀、白銀台、築港街、岬台、大字
2	免許の内容たるべき事項	(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類					
第1種 共同漁業	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期	
ほっしがい漁業	1月 1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月 1日から 12月31日まで	なまこ漁業	"
さらがい漁業	"				
えぞばかがい漁業	"				
(2) 漁場の位置					
(3) 漁場の区域					
次の基点第4号、ア、イ、ウ及び基点第5号の各点を順次に結んだ直線ならびに オから基点4号に至る最大高潮時海岸線、エヒ才を結んだ直線ならびに 次の基点第4号、ア、イ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第5号を 順次に結んだ線と基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エヒ才を結 んだ直線ならびにオから基点第4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域を除く。					
基点第4号 青森県八戸市大字白銀町、築港街、大字湊町、新湊及び大字河原木地先 北端 (6号物揚場西角)					
ア 八戸港無島防波堤灯台から真方位267度920メートルの点					
イ アから真方位326度1,000メートルの点					
ウ 基点第5号から真方位57度2,200メートルの点					
基点第5号 工 青森県八戸市大字河原本と大字市川町との境に設置した標柱					
オ 青森県八戸市新井田川、川口防波堤基部 堤基部から63メートルの点					
カ イヒウを結ぶ直線上イから1,920メートルの点					
キ イヒカを結ぶ直線上に對し、カから左側夾角91度30分425メート ルの点					
ク コヒケを結ぶ直線上に對し、ケから左側夾角56度22メートルの点					
ケ コから青森県八戸市第二工業港北防波堤 (以下「北防波堤」という) 北側沿線上160メートルの点					
コ 北防波堤北側沿線第2屈折点					
サ 基点第5号とシを結んだ直線上に對し、シから右側夾角81度30分1, 330メートルの点					
シ 基点第5号から真方位57度620メートルの点					
3	免許予定期	平成15年9月1日	6	その他	青森県八戸市大字新湊、大字新井田、小中野、江陽及び大字河原木 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日まで とする。
4	申請期間	平成15年3月17日から同年6月16日まで			

- 1 公示番号 東共第8号
2 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種 共同漁業	かに刺網漁業	3月1日から12月31日まで
	しらうお・ちか刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	"
	かに籠漁業	"
	そい・あいなめ籠漁業	"
	はも(あなご)胴漁業	"

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字白銀町、築港街、大字湊町、新湊及び大字河原木地先

(3) 漁場の区域 次の基点第4号、ア、イ、ウ及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と

基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結んだ直線ならびに
オから基点4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし
次の基点第4号、ア、イ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第5号を
順次に結んだ線と基点第5号からエに至る最大高潮時海岸線、エとオを結
んだ直線ならびにオから基点第4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲
まれた区域を除く。

基点第4号 青森県八戸市3,000トン岸壁(以下「3,000トン岸壁」)の

北端(6号物揚場西角)

ア 八戸港無島防波堤灯台から真方位267度920メートルの点

イ アから真方位326度1,000メートルの点

ウ 基点第5号から真方位57度2,200メートルの点

基点第5号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱

エ 青森県八戸市新井田川、川口防波堤基部

オ 青森県八戸市新井田川右岸導流堤基部と同堤空端とを結ぶ直線上、同

堤基部から63メートルの点

カ イとウを結ぶ直線上イから1,920メートルの点

キ キとカを結ぶ直線に対し、カから左側夾角91度30分425メート
ルの点

ク コとケを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角56度22メートルの点

ケ コから青森県八戸市第二工業港北防波堤(以下「北防波堤」という)
北側沿線上160メートルの点
コ 北防波堤北側沿線第2屈折点
サ 基点第5号ヒンを結んだ直線に対し、シから右側夾角81度30分1,
シ 330メートルの点
シ 基点第5号から真方位57度620メートルの点

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	ほつきがい漁業 さらがい漁業	1月1日から 12月31日まで	えぞばかがい漁業 たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
あさり漁業		〃	えらこ漁業	〃

(2) 漁場の位置
青森県八戸市大字市川町地先
(3) 漁場の区域
次の基点第5号、ア、イ及び

(2) 渔場の位置
青森県八戸市大字市川町地先
(3) 渔場の区域
次の基点第5号、ア、イ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海

(朝日) 海岸機関による田舎の区域を統一

号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置
ア 基点第5号から真方位57度2, 200メートルの

工基点第5号とウとを結ぶ直線に対し、ウから左側夾角98度30分1、

オ リヒエヒとを結ぶ直線に対し、エから左側夾角 113 度 580 メートルの点
カ エヒオヒを結ぶ直線に対し、オから左側夾角 160 度 115 メートルの点

キ
ウヒエを結ぶ直線上、ウから706メートルの点
ク
ウヒエとを結ぶ直線に対し、キから右側夾角28度54分50秒
トルの点

ケ キビクとを結ぶ直線に対し、クから右側夾角90度27メートルの点

ソスとセトを結ぶ直線に対し、せから右側夾角171度52分47メートルの点
タウヒエを結ぶ直線上、ウから909メートルの点

1 公示番号 東共第10号
2 免許の内容たるべき事項

1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	"	
かに刺網漁業	4月1日から12月31日まで	
第2種 共同漁業	12月1日から翌年5月31日まで	
しらうお刺網漁業	1月1日から12月31日まで	
たこ簎漁業	"	
かに簎漁業	"	
そい・あいなめ簎漁業	"	
はも(あなご)胴漁業	"	
いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで	
第3種 共同漁業		

ソ	スとセヒを結ぶ直線に対し、セから右側夾角171度52分47メートルの点
ト	ルの点
タ	ウヒエを結ぶ直線上、ウから90.9メートルの点
チ	基点第6号から真方位67度30分21.5メートルの点
基点第6号	青森県上北郡百石町字下川原24番地の1に設置した標柱
免許予定日	平成15年9月1日
申請期間	平成15年3月17日から同年6月16日まで
関係地区	青森県八戸市大字市川町
その他	
(1)	この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
(2)	この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。 ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置漁業の統数は、3ヶ統以内に限る。 ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

易の区域

岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第5号、ウ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く

基点第5号 青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱
基点第5号から真方位57度2,200メートルの点
チから真方位67度30分2,200メートルの点
基点第5号から真方位57度620メートルの点
エ 基点第5号ヒウヒを結ぶ直線に対し、ウから左側夾角98度30分1,470メートルの点
オ ウヒエヒを結ぶ直線に対し、エから左側夾角113度580メートルの点
カ エヒオヒを結ぶ直線に対し、オから左側夾角160度115メートルの点
ギ ウヒエヒを結ぶ直線に対し、キから右側夾角28度54分507メートルの点
ク キヒクヒを結ぶ直線に対し、クから右側夾角90度27メートルの点
コ クヒケヒを結ぶ直線に対し、ケから左側夾角90度93メートルの点
サ ケヒコヒを結ぶ直線に対し、コから左側夾角90度98メートルの点
シ シヒコヒヒを結ぶ直線に対し、シから左側夾角90度69メートルの点
ス サヒシヒヒを結ぶ直線に対し、シから左側夾角90度2メートルの点
セ シヒスヒヒヒを結ぶ直線に対し、スから右側夾角90度621メートルの点

- 1 公示番号 東共第1-1号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業 わかめ漁業 ほつきがい漁業 さらがい漁業 あわび漁業	1月1日から 12月31日まで 〃 〃 〃	ほたてかい漁業 えぞばかがい漁業 たこ漁業 うに漁業 〃	1月1日から 12月31日まで 〃 〃 〃

(2) 漁場の位置

青森県上北郡百石町地先

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海

岸線とによって囲まれた区域

基点第6号 青森県上北郡百石町字下川原24番地の1に設置した標柱

ア 基点第6号から真方位67度30分215メートルの点

イ アから真方位67度30分2, 200メートルの点

ウ ウ

基点第7号 青森県上北郡百石町と三沢市との境に設置した標柱

ア

イ

ウ

基点第7号 青森県上北郡百石町と三沢市との境に設置した標柱

- 1 公示番号 東共第13号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	こたまがい漁業	1月 1日から 12月31日まで	
わかめ漁業	"	ほたてがい漁業	"	
まつも漁業	"	えぞばかがい漁業	"	
ほっさきがい漁業	"	たこ漁業	"	
さらがい漁業	"	うに漁業	"	
あわび漁業	"	えらこ漁業	"	

(2) 漁場の位置 青森県三沢市地先

(3) 漁場の区域 次の基点第7号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第7号 青森県上北郡百石町と三沢市との境に設置した標柱

イ 基点第7号から真方位67度30分2、200メートルの点
ア 基点第7号から真方位67度30分2、200メートルの点
基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱

3 免許予定期間 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
5 関係地区 青森県三沢市
6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第14号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置網漁業	1月 1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"	
いわし刺網漁業	5月 1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	
しらうお刺網漁業	12月 1日から翌年6月30日まで	
かいに刺網漁業	4月 1日から12月31日まで	
ぼら刺網漁業	1月 1日から6月30日まで	
たこ電漁業	1月 1日から12月31日まで	
かに電漁業	"	
そい・あいなめ電漁業	"	
はも(あなご)胴漁業	"	
いわし地びき網漁業	5月 1日から12月31日まで	
らうお・こうなご地びき網漁業	11月 1日から翌年6月30日まで	

(2) 漁場の位置 青森県三沢市地先

(3) 漁場の区域 次の基点第7号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第7号 青森県上北郡百石町と三沢市との境に設置した標柱

ア 基点第7号から真方位67度30分2、200メートルの点
イ 基点第8号から真方位82度30分2、000メートルの点
基点第8号 青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸洲先に設置した標柱

3 免許予定期間 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
5 関係地区 青森県三沢市
6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。
② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第15号
2 免許の内容たる事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業 わかめ漁業 ほっしがい漁業 あわび漁業	1月1日から 12月31日まで 〃 〃	たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 ほや漁業	1月1日から 12月31日まで 〃 〃

(2) 漁場の位置

青森県上北郡六ヶ所村大字倉内及び大字平沼地先
(3) 漁場の区域

次の基点第8号、ア、オ及びカの各点を順次に結んだ直線、コを中心とする半径1,000メートルの円弧のうちカからキに至る線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第8号

青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位

354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の

高瀬川右岸洲先に設置した標柱

ア 基点第8号から真方位82度30分2,000メートルの点

オ アヒイ(基点第9号(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱)から真方位80度30分2,000メートルの点)とを結ぶ直線とク(ケ(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸標高8.

82メートルの標柵三角点から真方位109度5,850メートルの点)から真方位177度9,980メートルの点)から真方位238度

に引いた直線との交点

カ オから真方位238度の直線ヒコ(青森県上北郡六ヶ所村大字平沼標高10.7メートルの平沼三角点)を中心とする半径1,000メートルの円弧との交点

キ コを中心とする半径1,000メートルの円弧と最大高潮時海岸線との北側交点

平成15年9月1日

免許予定期

平成15年3月17日から同年6月16日まで

申請期間

青森県上北郡六ヶ所村大字倉内、大字平沼、大字鷹架、大字尾駿及び大字出

户

この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業の統数は、2ヶ統以内に限る。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第16号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業 やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 〃
第2種 共同漁業	いわし刺網漁業 かれい・ひらめ刺網漁業	5月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで
第3種 共同漁業	かに刺網漁業 たこ籠漁業	4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで
第3種 共同漁業	いわし地びき網漁業	5月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

青森県上北郡六ヶ所村大字倉内及び大字平沼地先

(3) 漁場の区域

次の基点第8号、ア、オ及びカの各点を順次に結んだ直線、コを中心とする半径1,000メートルの円弧のうちカからキに至る線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第8号

青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱から真方位

354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の

高瀬川右岸洲先に設置した標柱

ア 基点第8号から真方位80度30分2,000メートルの点

オ アヒイ(基点第9号(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱)から真方位80度30分2,000メートルの点)とを結ぶ直線とク(ケ(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸標高8.

82メートルの標柵三角点から真方位109度5,850メートルの点)から真方位177度9,980メートルの点)から真方位238度

に引いた直線との交点

カ オから真方位238度の直線ヒコ(青森県上北郡六ヶ所村大字平沼標高10.7メートルの平沼三角点)を中心とする半径1,000メートルの円弧との交点

キ コを中心とする半径1,000メートルの円弧と最大高潮時海岸線との北側交点

平成15年9月1日

免許予定期

平成15年3月17日から同年6月16日まで

申請期間

青森県上北郡六ヶ所村大字倉内、大字平沼、大字鷹架、大字尾駿及び大字出

户

この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業の統数は、2ヶ統以内に限る。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第17号
2 免許の内容たるべき事項

- 1 公示番号 東共第18号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月 1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	なまこ漁業	"
	ほっつきがい漁業	"	うに漁業	"
	あわび漁業	"	ほや漁業	"

- (2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先
(3) 漁場の区域 岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した

ア 基点第9号から真方位80度30分3、700メートルの点
イ エ (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高8.82メートルの棚沢三
角点から真方位109度5、850メートルの点) から真方位270度

1, 600メートルの点

ウ エから真方位270度に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒及び大字出戸
6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとす
る。

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業 やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	1月 1日から12月31日まで " " " "
	いわし刺網漁業 かれい・ひらめ刺網漁業	5月 1日から12月31日まで 1月 1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	4月 1日から12月31日まで
第3種 共同漁業	たこ籠漁業 いわし地びき網漁業	1月 1日から12月31日まで 5月 1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先
(3) 漁場の区域 岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した

ア 基点第9号から真方位80度30分3、700メートルの点
イ エ (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、標高8.82メートルの棚沢三
角点から真方位109度5、850メートルの点) から真方位270度

1, 600メートルの点

ウ エから真方位270度に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒及び大字出戸
6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。
② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第19号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	ほつきがい漁業	1月 1日から 12月31日まで	
わかめ漁業	"	あわひ漁業	"	
あまい漁業	"	いがい漁業	"	
ふのり漁業	"	くぼがい漁業	"	
つまた漁業	"	かき漁業	"	
共同漁業		たこ漁業	"	
てんぐさ漁業	"	なまこ漁業	"	
まつも漁業	"	うに漁業	"	
ひじき漁業	"	ほや漁業	"	
ちかいそ漁業	"	えらこ漁業	"	
かたのり漁業	"			

- (2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字泊地先

- (3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線

と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した

標柱

- ア 基点第9号から真方位80度30分3、700メートルの点
イ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位94度30分3、700メートルの点

ウ 基点第10号から真方位70度30分3、700メートルの点

- 基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

- ア 基点第9号から真方位80度30分3、700メートルの点
イ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位94度30分3、700メートルの点

- ウ 基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字泊

- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次の

とおりとする。

- さけ・ます小型定置網漁業 4ヶ統以内
さけ刺網漁業 250ヶ統以内

- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第20号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置網漁業	1月 1日から12月31日まで	
やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	"	
かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"	
さけ刺網漁業	9月 1日から翌年1月31日まで	
いわし刺網漁業	5月 1日から12月31日まで	
そい・たなご刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	"	
かに刺網漁業	4月 1日から12月31日まで	
さめ・たら・あんこう刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで	
たこ電魚業	1月 1日から12月31日まで	
あいなめ電魚業	"	
かに電魚業	"	

- (2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字泊地先

- (3) 漁場の区域 次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線

と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第9号 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した

標柱

- ア 基点第9号から真方位80度30分3、700メートルの点
イ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位94度30分3、700メートルの点

- ウ 基点第10号から真方位70度30分3、700メートルの点

- 基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

- ア 基点第9号から真方位80度30分3、700メートルの点
イ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位94度30分3、700メートルの点

- ウ 基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県上北郡六ヶ所村大字泊

- 6 その他

- 1 公示番号 東共第21号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	ちがいそ漁業	1月 1日から 12月31日まで	
わかめ漁業	"	あわび漁業	"	
あまのり漁業	"	いがい漁業	"	
ふのり漁業	"	くぼがい漁業	"	
共同漁業	ぎなんんそう漁業	たこ漁業	"	
つまた漁業	"	なまこ漁業	"	
てんぐさ漁業	"	うに漁業	"	
まつも漁業	"	ほや漁業	"	
ひじき漁業	"	えらこ漁業	"	

(2) 漁場の位置

青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢地先

(3) 漁場の区域

次の基点第10号、ア、イ及び基点第11号の各点を順次に結んだ線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置網漁業	1月 1日から12月31日まで	
やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	"	
かれい・ひらめ・たなご底曳網漁業	"	
さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで	
そい・たなご刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	"	
かに刺網漁業	4月 1日から12月31日まで	
さめ・たら刺網漁業	11月 1日から翌年6月30日まで	
たこ簾漁業	1月 1日から12月31日まで	
あいなめ簾漁業	"	

(2) 漁場の位置

青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢地先

(3) 漁場の区域

次の基点第10号、ア、イ及び基点第11号の各点を順次に結んだ線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

ア 基点第10号から真方位70度30分3、700メートルの点

イ イ 基点第11号から真方位92度30分3、800メートルの点

基点第11号 青森県下北郡東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱

ア 基点第10号 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱

イ 基点第10号から真方位70度30分3、700メートルの点

免許予定日 平成15年9月1日

申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

関係地区 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢

この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日まで

6 その他 とする。

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県下北郡東通村大字白糠及び大字小田野沢

6 その他 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次の
とおりとする。

さけ刺網漁業 16ヶ統以内
さけ刺網漁業 140ヶ統以内

② かれい・ひらめ刺網漁業の日合は、3寸5分以上とする。

障壁株式会社

- 1 公示番号 東共第23号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	ひじき漁業	1月 1日から 12月31日まで	
わかめ漁業	"	ちがいそ漁業	"	
あまのり漁業	"	あわび漁業	"	
ふのり漁業	"	くぼがい漁業	"	
あわばら漁業	"	たこ漁業	"	
ぎんなんそう漁業	"	なまこ漁業	"	
てんぐさ漁業	"	うに漁業	"	
まつも漁業	"	ほや漁業	"	

- (2) 漁場の位置 青森県下北部東通村大字猿ヶ森及び大字尻労地先

(3) 漁場の区域 次の基点第12号、ア、イ、ウ、エ及び基点第13号の各点を順次に結ぶ

んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第12号 青森県下北部東通村大字尻労地先

ア 基点第12号から真方位104度30分500メートルの点

イ 青森県下北部東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱

(基点第11号)から真方位92度30分500メートルの点

ウ イから真方位92度30分3,300メートルの点

エ 基点第13号から真方位122度30分3,700メートルの点

基点第13号 青森県下北部東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県下北部東通村大字猿ヶ森及び大字尻労

6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第24号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置網漁業	1月 1日から12月31日まで	
やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	"	
かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"	
さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ・たなご刺網漁業	4月1日から12月31日まで	
さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで	
たこ電漁業	1月 1日から12月31日まで	
あいなめ電漁業	"	
かに電漁業	4月 1日から12月31日まで	

- (2) 漁場の位置 青森県下北部東通村大字猿ヶ森及び大字尻労地先

(3) 漁場の区域 次の基点第12号、ア、イ、ウ、エ及び基点第13号の各点を順次に結ぶ

基点第12号 青森県下北部東通村大字尻労地先

ア 基点第12号から真方位104度30分500メートルの点

イ 青森県下北部東通村大字小田野沢と大字猿ヶ森との境に設置した標柱

(基点第11号)から真方位92度30分500メートルの点

ウ イから真方位92度30分3,300メートルの点

エ 基点第13号から真方位122度30分3,700メートルの点

基点第13号 青森県下北部東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県下北部東通村大字猿ヶ森及び大字尻労

6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- ① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ刺網漁業 5ヶ統以内
かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 東共第25号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
	こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	もずく漁業	1月 1日から 12月31日まで
	わかいめ漁業	"	あさり漁業	"
	あまのり漁業	"	あわび漁業	"
	ふのり漁業	"	いかい漁業	"
第1種 共同漁業	あかば漁業	"	くぼがい漁業	"
	ざんなんそう漁業	"	えぞぼらがい漁業	"
	つのまた漁業	"	たこ漁業	"
	てんぐさ漁業	"	なまこ漁業	"
	まつも漁業	"	うに漁業	"
	ひじき漁業	"	ほや漁業	"
	ちがいそ漁業	"	えらこ漁業	"

(2) 漁場の位置 青森県下北部東通村大字尻屋地先

(3) 漁場の区域 次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第14号の各点を順次

に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のカ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びトからスに至る最大高潮時海岸線とよって囲まれた区域、ニ、ヌ、ネ、ノ及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ハ、ヒ、フ、ヘ及びハの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- 基点第13号 青森県下北部東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱
ア 基点第13号から真方位12度30分3、700メートルの点
イ 青森県下北部東通村大字尻屋、尻屋崎に設置した標柱から真方位82度30分4、000メートルの点
ウ 同標柱から真方位55度30分4、000メートルの点
エ 同標柱から真方位345度30分4、000メートルの点
オ 基点第14号から真方位311度30分3、700メートルの点

基点第14号 青森県下北部東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した標柱

- カ シ (青森県下北部東通村大字尻屋字八幡2の5に建設した岩壁と内防波堤が交わる点) から同岩壁上15メートルの点
キ カから真方位75度30分50メートルの点
ク カとキとを結ぶ直線に対しきから右側夾角147度70メートルの点

ケ キとクとを結ぶ直線に対しきから右側夾角110度45メートルの点
コ クとケとを結ぶ直線に対しケから右側夾角150度86メートルの点
サ シから同岩壁上144メートルの点
ナ (尻屋港尻屋防波堤灯台中心点) から真方位156度50分334.5メートルの点

セ スから真方位321度10分163メートルの点

ソ セから真方位238度30分185.5メートルの点

タ タンから真方位162度50分170.6メートルの点

チ タから真方位80度30分117.5メートルの点

ツ ツから真方位141度30分20メートルの点

テ テンから真方位231度30分2.8メートルの点

ト テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位322度10分27メートルの点

ヌ ニから真方位246度416メートルの点

ネ ネから真方位156度45メートルの点

ハ ハから真方位66度416メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点

シ テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 ナから真方位223度429メートルの点

ヒ ヒから真方位246度47メートルの点

フ フから真方位156度260メートルの点

ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

ト テンから真方位231度47メートルの点
シ キとケとを結ぶ直線に対しケから右側夾角110度45メートルの点
コ サシから同岩壁上144メートルの点
サ シから同岩壁上144メートルの点
ナ (尻屋港尻屋防波堤灯台中心点) から真方位156度50分334.5メートルの点
セ スから真方位321度10分163メートルの点
ソ セから真方位238度30分185.5メートルの点
タ タンから真方位162度50分170.6メートルの点
チ タから真方位80度30分117.5メートルの点
ツ ツから真方位141度30分20メートルの点
テ テンから真方位231度30分2.8メートルの点
ト テンから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点
点

とある。

- 1 公示番号 東共第26号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業 やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業 かれい・ひらめ・たなご底建網漁業 さけ刺網漁業 せい・たなご刺網漁業 かれい・ひらめ刺網漁業 さめ・たら刺網漁業 たこ簾漁業 あいなめ簾漁業	1月1日から12月31日まで " " " 9月1日から翌年1月31日まで 1月1日から12月31日まで " " 11月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで " "

(2) 漁場の位置

青森県下北部東通村大字尻屋地先
（3）漁場の区域 次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のカ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びトからスに至る最大高潮時海岸線とよって囲まれた区域、ニ、ヌ、エ、ノ及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、ハ、ヒ、フ、ヘ及びハの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第13号 青森県下北部東通村大字尻屋、かまの崎に設置した標柱

ア 基点第13号から真方位122度30分3、700メートルの点

イ 青森県下北部東通村大字尻屋、尻屋崎に設置した標柱から真方位82度30分4、000メートルの点

ウ 同標柱から真方位55度30分4、000メートルの点

エ 同標柱から真方位345度30分4、000メートルの点

オ 基点第14号から真方位311度30分3、700メートルの点

基点第14号 青森県下北部東通村大字尻屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した標柱

カシ（青森県下北部東通村大字尻屋字八幡2の5に建設した岩壁と内防波堤が交わる点）から同岩壁上15メートルの点

キ カから真方位75度30分50メートルの点

ク カヒキヒを結ぶ直線に対しキから右側夾角147度70メートルの点
ケ キヒクヒを結ぶ直線に対しクから右側夾角110度45メートルの点

コ クヒケヒを結ぶ直線に対しケから右側夾角150度86メートルの点
サ シから同岩壁上144メートルの点
ス ナ（尻屋港尻屋防波堤灯台中心点）から真方位156度50分334.5メートルの点

セ スから真方位321度10分163メートルの点
ソ セから真方位238度30分185.5メートルの点
タ タンから真方位162度50分170.6メートルの点
チ タから真方位80度30分117.5メートルの点
ツ ツから真方位141度30分20メートルの点
テ ツから真方位231度30分2.8メートルの点
ト テから真方位141度30分に引いた直線と最大高潮時海岸線との交点

二 又 ナから真方位322度10分27メートルの点
二 ハ ニから真方位246度416メートルの点
ネ ハから真方位223度429メートルの点
ヒ ヒから真方位246度47メートルの点
ヘ ヘから真方位156度260メートルの点
ヘ ヘから真方位66度47メートルの点

3 免許予定期 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年9月17日から同年6月16日まで
5 関係地区 青森県下北部東通村大字尻屋

6 その他 青森県下北部東通村大字尻屋

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置網漁業 4ヶ統以内
さけ刺網漁業 72ヶ統以内

② カヒキヒを結ぶ直線に対しキから右側夾角147度70メートルの点
ケ キヒクヒを結ぶ直線に対しクから右側夾角110度45メートルの点

- 1 公示番号 東共第27号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	あわび漁業	1月 1日から 12月31日まで	
わかめ漁業	"	いがい漁業	"	
あまのり漁業	"	かき漁業	"	
ふのり漁業	"	ほたてかいの漁業	"	
ぎんなんそう漁業	"	えぞぼらがい漁業	"	
つまた漁業	"	たこ漁業	"	
てんぐさ漁業	"	なまこ漁業	"	
まつも漁業	"	うに漁業	"	
ひじき漁業	"	ほや漁業	"	
ちがいそ漁業	"	えらこ漁業	"	
もずく漁業	"	あさり漁業	"	

- (2) 漁場の位置 青森県下北部東通村大字岩屋地先
(3) 漁場の区域 次の基点第14号、ア、イ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第14号 青森県下北部東通村大字岩屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した

標柱

ア 基点第14号から真方位311度30分3、700メートルの点

イ 基点第15号から真方位328度3、700メートルの点

基点第15号 青森県下北部東通村大字岩屋と大字野牛との境の奥部川尻に設置した

標柱

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
5 関係地区 青森県下北部東通村大字岩屋

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
5 関係地区 青森県下北部東通村大字岩屋
6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。
さけ網漁業 4ヶ統以内
さけ刺網漁業 90ヶ統以内
② カレイ・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第28号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
さけ・ます小型定置網漁業	1月 1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ小型定置網漁業	"	
かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"	
さけ刺網漁業	9月 1日から翌年1月31日まで	
そい・たなご刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	
かれい・ひらめ刺網漁業	"	
さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで	
えぞぼらがい刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	
たこ刺網漁業	"	
かに刺網漁業	"	
あいなめ刺網漁業	"	
第3種 いわし地びき網漁業	5月 1日から12月31日まで	

- (2) 漁場の位置 青森県下北部東通村大字岩屋地先
(3) 漁場の区域 次の基点第14号、ア、イ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第14号 青森県下北部東通村大字岩屋と大字岩屋との境の赤坂川尻に設置した

標柱

ア 基点第14号から真方位311度30分3、700メートルの点

イ 基点第15号から真方位328度3、700メートルの点

基点第15号 青森県下北部東通村大字岩屋と大字野牛との境の奥部川尻に設置した

標柱

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
5 関係地区 青森県下北部東通村大字岩屋

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。
さけ網漁業 4ヶ統以内
さけ刺網漁業 90ヶ統以内
② カレイ・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。